智 第 8489 号 令 和 6 年 3 月 22 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金兒 英夫

市町村名 (市町村コード)		智頭町
		(313289)
 地域名		石田地区
(地域内農業集落名)		(石田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月21日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

石田集落では現在中心となっている経営体が6名いるが、6名ともに現状維持または規模縮小予定となっている一方で、農地の貸し出し希望が今後出てくる予定となっている。

現在の経営体も10年後には70歳台となり従事者の高齢化は避けられない状況

後継者の育成が必須となっているが、農業収入だけでの生計はできない状況であり、65歳定年制が義務化されるため農業従事者の確保が一層困難になることが予測されるとともに、今後の地域農業においては現在にまして 厳しい状況が予測される状況。

作付の主品目は水稲であり、農業機械については各農家が所有しており自己責任において適切な維持管理を行っているが、近年の米価下落により収益の確保が困難な状況のため、今後、農機具の更新時期が到来したタイミングに新たな農機具の更新への意欲が低下することが懸念され農地の維持管理が困難になることも予測される。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後、集落内でも貸し出し希望農地が多く出てくる見込みとなっているが、集落の高齢化及び後継者不足は深刻化してきている。

また、集落内の中心経営体も今後、規模拡大予定の経営体も無く、農地の受け手が不足することが懸念される。

まずは集落ぐるみで農地の維持に取り組み、今後の解決策を集落内で検討を行っていく。

また他集落との連携を検討しながら、共同での農作業を進めていくことが求められる。

さらに、男性中心の農業から、女性も農作業に参加しやすい環境を整備し、作業に負担のない程度で野菜等の高収益作物の作付を進めながら、水田・畑地の維持管理を行い、健康づくりと生きがいが見出せる農業にすることが必要。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		7.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字埴師地内(石田集落)の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項	
	(1)農用地の集積、集約化の方針	
	まずは、自己所有農地を可能な限り管理保全しながら、まだ耕作ができる状態のうちに、次世代に継承	する。継
	承する後継者がいない場合、集落内の担い手へ集積する。集約化については、現時点では難しいと思わ	
	め、今後検討していく。	
	(2)農地中間管理機構の活用方針	
	まずは集落内で受け手となる者がいないか話し合いを行う。難しい場合は集落ぐるみで維持管理を行い、	新たな
	受け手が耕作できる様に農地として維持する。	
	部落内には農村文化継承会、部落事業推進委員会があり会合で地域の農業を話し合う機会が増えた。	
	(3)基盤整備事業への取組方針	
	令和3年度に町の補助事業を活用し、同一の所有者だが、くぼがあり1枚の圃場が狭隘な農地の圃場整	備を実
	施した。くぼ倒しをして、複数枚の農地を1枚にすることにより、耕作の効率化を図ることができた。	
	今後も、必要に応じて大区画化等をはかり、担い手へ集積しやすい体制を構築していく。	
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
	担い手の中に、県から認定を受けた指導農業士がいる。	
	指導農業士を軸に、まずは集落内外の多様な人材の関係性の構築、指導や相談ができる体制づくりを	行い、行
	政(町・県)、JA等と連携しながら今後の地域の担い手を育成していく。	
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針	
	CONDITION NAME OF THE PROPERTY	
	し 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)	
	□   ①   ①     ①   ②   1   ②   1   ②   3   2   ②   3   3   3   3   3   3   3   3   3	<b>生</b>
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 □ □	
	【選択した上記の取組方針】	
	既設のワイヤーメッシュ柵の効果を最大限高めるため、日頃から点検・補修を行い、有害個体の侵入を	
	町が智頭町版スマート機械として導入しJAに無償貸与している、自走式モアや乗用モアを活用し、草刈	り作業
	の省力化等を図る。同様に、無償貸与しているドローンを活用し、水稲等の作目の品質管理等を図る。	